

第5章 史跡キウス周堤墓群の現状と課題

1 保存の現状と課題

千歳市が管理団体として、史跡の本質的価値を保存するため、構成要素の保存に当たっている。

(1) 現状

ア 史跡の本質的価値を構成する要素

(7) 遺構

- ・周堤墓、通路状遺構及び土坑墓は、縄文時代以降に生成した陸成堆積物に約60cmの厚さで被覆されて、往時の生活面を伴って現存する。これまで周堤墓は9基、通路状遺構は1条、土坑墓は3基確認されているが、そのうち小型の周堤墓1基と土坑墓を除いて、現地表面でその形をしっかりと視認することができる。そうした中、キウス2号周堤墓及び4号周堤墓は、史跡東側を縦貫する道路の敷設（明治24年（1891）竣工。現国道）により周堤が一部破壊されている。キウス11号周堤墓は、昭和53年（1978）以前の切土整地のため北側半分の周堤が消失している（該当範囲は史跡指定地外）。周堤墓群は、こうした個々の部分的な欠損状態を含みながらも、眼前の光景として、広大な「特異な景観」「顕著な景観」と評された縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観となっている現状をもって保存されている。
- ・遺構及び史跡景観の保存（維持管理）は、無名川南側の周堤墓が群集する範囲については地域住民が昭和62年（1987）から毎年継続して草刈りを行い、また、キウス6号周堤墓の範囲では土地所有者が平成19年（2007）に周堤墓上の立木伐採を行い、以降随時草刈りをして、実施されている。
- ・本史跡の本質的価値を構成する遺構・遺物の分布について、国道東側の区域では詳細分布調査を経て、その東・南方面の分布の範囲を把握している。一方、国道西側の区域では、史跡指定に当たり分布調査等発掘調査を経ずに現地表面の起伏で周堤墓の形状を視認できる国有地（一筆）のみを指定範囲としたことから、周堤墓群と同時期の遺構・遺物の広がり（有無や分布）は明らかでなく、その把握は不十分な状況にある。
- ・国道西側の区域に所在するキウス11号周堤墓及び通路状遺構は、指定範囲の外側まで遺構が広がっており、史跡指定条件が整った範囲が国有地のみであったため、一部が保護（史跡指定）されている現状にある。
- ・発掘が実施されたキウス1号・2号・14号周堤墓は、調査が終了した後に埋め戻され原状に復して保存されている。キウス1号・2号周堤墓の発掘について、短期間での実施といった調査の時代的な背景のためか、詳細な記録はとられなかったようである。そのため、発掘区及び墓坑の位置や遺構内堆積土の状態など内容に判然としない点が見られる。
- ・現状では園路が未設置であり、不特定多数の見学者の来跡によって遺構が損壊されるおそれがある。

(4) 遺物

- ・出土遺物は、千歳市教育委員会により上長都文化財収蔵施設で保管されているが、昭和39～40年に発掘されたキウス1号・2号周堤墓の出土遺物が台帳管理されていないため、所在の確認が不十分である。

(7) 地形

- ・地形は、一部宅地（図27の1：410番1）や農業用施設跡地（図27の3：410番3）等民有地に改変（切土整地）が認められるものの、全体として火山灰等に覆われ、往時の段丘地形が保全されている。

イ 史跡の本質的価値を構成する要素に準ずる要素

(7) 遺構・遺物〔周堤墓の属する時代・時期以外の遺構・遺物〕

- ・竪穴住居跡、土坑墓、炉跡など縄文時代後期中葉、続縄文時代、擦文文化期の遺構は、詳細分布調査が終了した後に埋め戻され原状に復して保存されている（現地表面でその存在は確認されない）。出土遺物は、千歳市教育委員会により上長都文化財収蔵施設で保管されている。

(4) 自然的要素〔被覆土〕

- ・「被覆土」は、国有地、市有地では人工的な改変がない自然状態の土壌が保存されている。道路部分では現在「被覆土」の存在を直接目にする機会はないが（「道路築設の為め土塁の一部を崩し塁内を埋めたる所あるは」との記述（阿部正己 1919「北海道の土城」『人類学雑誌』第34巻第10号）から、周堤墓の中央部のくぼみには被覆土が残存するものと推測される）、民有地では、切土整地が行われた宅地等一部の箇所を除いて、かつての馬耕による樽前a降下軽石層上部までの浅い攪乱が認められるものの、軽石層以下の被覆土（土壌）は自然状態が保たれている。
- ・「被覆土」は、その最上位の表土層（林床の腐植土）が薄く消失しやすいため、公有地の見学範囲においては、見学者の踏圧により凹地ができ、雨水等による表面侵食を促進する要因となっている。特に周堤墓の周堤天端及び法面において顕著であるため、保存整備前の一時的な措置として、周堤の該当箇所にウッドチップを敷き、「被覆土」の保存を図っている。

ウ 史跡の本質的価値を構成する要素及び史跡の本質的価値に準ずる要素以外の要素（その他の要素）

(7) 自然的要素〔天然落葉広葉樹林（公有地）〕

- ・遺構及び史跡景観を保存するための樹木の維持管理は、周堤墓群の見学範囲において、適宜、倒木や危険木等の処理を行っている。
- ・平成30年（2018）9月に風倒木を原因とする遺構（周堤墓）の毀損が生じ、翌年6月に復旧したが、これに限らず史跡では過去に遺構を損壊した風倒木跡が数か所にみられる。今後も遺構上の立木が過去の状況から推して風倒木となり遺構を毀損する可能性がある。このことから、遺構の毀損を未然に防ぐための立木管理に必要な情報（樹種及び分布・生育状態や危険性等）を得るため、周堤墓が分布する公有地（国有林）を対象とした立木調査を令和元年（2019）度を実施している。

(4) 文化財保存活用施設〔史跡説明板、遺構説明板、ウッドチップ舗装〕

- ・「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に基づく史跡の保存及び管理のための標識、境界標が未設置である。史跡説明板は平成7年（1995）にキウス2号周堤墓に近い国道歩道脇に設置しているが、令和元年の追加指定を受けての説明内容の更新は未実施である。
- ・史跡指定地の境には境界標が設置されており、現地においてこれを確認することができる。境界点は公共座標値（世界測地系）を取得している。
- ・遺構説明板は仮設置物であり、見学期間のみの設置である。
- ・ウッドチップ舗装は、「被覆土」の保存のために、保存整備前の一時的な措置として敷設している。

(5) 人工的要素〔人工林・天然林（民有地）、住宅等、国道ほか〕

- ・私有林の整備（維持管理）は、土地所有者であり森林所有・施業者である史跡内居住者により、史跡に対する保護を念頭において遺構や地形に影響を及ぼさないよう注意深く行われている。住宅を始めとする生活関連施設についても所有する上記居住者により史跡の価値に負の影響を与えないよう現状の管理が行われている。
- ・ライフライン施設についてもそれぞれの施設管理者により史跡の価値に負の影響を与えないよう現状の管理が行われている。
- ・国道敷設範囲については、道路管理者が行う道路維持管理の下、市が道路下に残る遺跡を保存管理する。道路が周堤墓群を縦貫していることから、通過大型車両の振動や走行荷重が及ぼす遺構への影響が危惧される。また、道路ガードレール未設置区間（西側車線）での車両の路外逸脱に伴う遺構損壊の懸念もある。令和元年8月の交通量調査（千歳市教育委員会埋蔵文化財センター観測 平日昼間12時間・上下線）によると、史跡地通過自動車類台数は7,255台（小型車4,762台・大型車2,493台）である。この調査後の令和2年（2020）3月に史跡地の東側に国道バイパス（道央圏連絡道路泉郷道路）が開通したことにより、現在、

既存指定区間の史跡地点の交通量は調査時から減少している（交通量調査時の開通後史跡地点通過台数予測：台数2,775台（小型車2,488台・大型車287台）・約60%の台数減）。

エ 保護を要する範囲を構成する要素

(7) 遺構

- ・史跡の本質的価値を構成する遺構と現地表面で確認される同等の遺構が保存されている。史跡指定地から続くキウス11号周堤墓は、切土整地されて周堤が消失した状態で北半部分が遺存する。史跡指定地から続く通路状遺構は、旧南長沼用水跡地に至るまでの範囲が現地表面の起伏でその形状を視認することができる。キウス7号周堤墓は、キウス周堤墓群を特徴づける史跡内周堤墓と同規模の大型周堤墓であり、現地表面の起伏で周堤墓の所在を確認できる。南側箇所は道路（市道）下に残されているが、西側箇所が南長沼用水敷設により破壊されている。昭和25年頃の発掘歴を有するが、結果は未公表である。

(2) 課題

ア 史跡の本質的価値を構成する要素

(7) 遺構

- ・遺構群が持つ広域性と顕在性を担保することが課題である。
- ・史跡の内容を確実に把握するため、未調査の国道西側の区域（史跡周辺区域）における詳細分布調査等発掘調査を通じて周堤墓群と同時期の遺構・遺物の広がり（有無や分布）を把握する必要がある。
- ・過去の遺構発掘の調査成果を基礎として遺跡の内容を究明していくためには、第一に、過去の発掘区を対象とした検証発掘の計画的な実施を検討する必要がある。
- ・遺構の損壊が生じないように、来訪者を適切に誘導することが必要である。

(4) 遺物

- ・キウス1号・2号周堤墓の出土遺物について、所在を確認の上、保管する必要がある。

(7) 地形

- ・往時の段丘地形が改変されることのないよう注意を払うとともに、史跡の基盤となっていることの意味・意義について考えていく必要がある。

イ 史跡の本質的価値を構成する要素に準ずる要素

(7) 遺構・遺物〔周堤墓の属する時代・時期以外の遺構・遺物〕

- ・遺跡の形成や廃絶等を考える上で重要な情報を与えるものであることから、本質的価値を構成する要素と切り離すことなく扱う必要がある。

(4) 自然的要素〔被覆土〕

- ・被覆土を保存するには、今後は人工的な保護の手段や見学者の誘導、動線制限などを施して表面侵食等これ以上の影響を被らないように措置するなど、未然の防止策の検討が早期の課題である。

ウ 史跡の本質的価値を構成する要素及び史跡の本質的価値に準ずる要素以外の要素（その他の要素）

(7) 自然的要素〔天然落葉広葉樹林（公有地）〕

- ・遺構上の立木について、倒木に起因する遺構毀損を未然に防ぐため、先の立木調査の結果を踏まえて、無名川南側の周堤墓群集範囲における植生（立木）管理を計画的に進める必要がある。特に周堤箇所での対応が急がれる。

(4) 文化財保存活用施設〔史跡説明板、遺構説明板、ウッドチップ舗装〕

- ・史跡の基本情報を明示するための標識・説明板等について、史跡の指定範囲、立地条件等を再確認し、設置や内容更新を行う必要がある。

(7) 人工的要素〔人工林・天然林（民有地）、住宅等、国道ほか〕

- ・史跡指定地における民有地の態様から、これからも居住者の生活を尊重した上で、史跡の保存についての意思疎通を図っていくことが必要となる。
- ・国道敷設範囲については、将来的には、公道による遺構の分断状態を解消して直接的に遺構状態を把握して保存ができるようにすること、及び史跡景観を一体的なものとするものの検討が課題であるが、当面は道路の存在が地域社会にもたらしている意義を踏まえ、今以上の史跡の価値の低下や遺跡の損壊を招かないような保存管理・経過観察方法の検討が課題である。

エ 保護を要する範囲を構成する要素

(7) 遺構

- ・キウス7号周堤墓、キウス11号周堤墓及び通路状遺構の現状保存について、またこれらを対象とした保存目的の各種調査の実施について、土地所有者や関係者から理解と協力を得ることが必要である。

2 活用の現状と課題

史跡キウス周堤墓群の活用については、千歳市教育委員会埋蔵文化財センターが主体となってパンフレットを作成したり、講演会、史跡見学会を開催したりするなど、本史跡の価値の普及啓発に向けた活動を行っている(写真80～84)。そのことが、市内外からの史跡への来訪につながっている。

(1) 現状

- ・史跡キウス周堤墓群の公開は、指定地全域のうち公道（国道337号）東側の周堤墓が群集する公有地区域（中央2777番の一部）を対象としている。キウス6号・14号周堤墓がある私有地区域は、地区内居住者の生活圏であるため非公開としている。また、史跡を縦貫する公道の存在から見学者の交通事故の懸念があるため、周堤墓群集地域においても道路西側区域への誘導は行っていない。史跡の活用区域が限定的なものとなっている。
- ・史跡の公開期間は、おおよそ4月下旬～11月下旬をめどに冬期（積雪期）を除く春期～秋期としている。開始・終了日の周知は未実施である。埋蔵文化財等の文化財の調査研究及びその保存活用を図るために設置された千歳市埋蔵文化財センター（図8）では、年間を通じて史跡の価値の説明を行っており、冬期は同施設で史跡の情報を得ることができる。
- ・史跡への見学者数は、令和元年（2019）4月下旬～12月上旬の期間において、1,462人である。そのうち、団体見学者数は9団体259人である。
- ・国道が史跡指定地を縦断していることもあり、来訪者の交通事故を防ぎ安全な見学を実現するため、史跡将来入込予測調査を令和元年度に実施している。結果は次のとおり（利用期間を4月～11月と想定）。
 - ・世界遺産登録時のピーク時：利用者数；15,500人・日最大利用者数；487人・同時滞在者数122人
 - ・安定期（世界遺産登録年の5年後）：利用者数；8,750人・日最大利用者数；262人・同時滞在者数66人
- ・来訪者に史跡キウス周堤墓群の価値を分かりやすく伝える現地ガイドは、現在、事前の依頼を受けて文化財担当課職員が対応している。史跡の団体見学は、市内外の小学校や高齢者学級、一般向けの埋蔵文化財センター主催事業等で実施されている。
- ・学校教育における史跡の活用について、毎年授業として史跡や埋蔵文化財センターに展示された出土品等を見学する市内小中学校は全26校のうち小学校3校であり、子どもたちの歴史・文化の学習に史跡が十分いかされていない状況にある。
- ・市民団体は、市民目線で史跡を紹介することを目的として、平成30年（2018）度から2年かけて本史跡の映像を埋蔵文化財センターと協働制作した。
- ・まちづくりや観光面への史跡の活用が十分でなく、庁内連絡会議において検討を始めたところである。

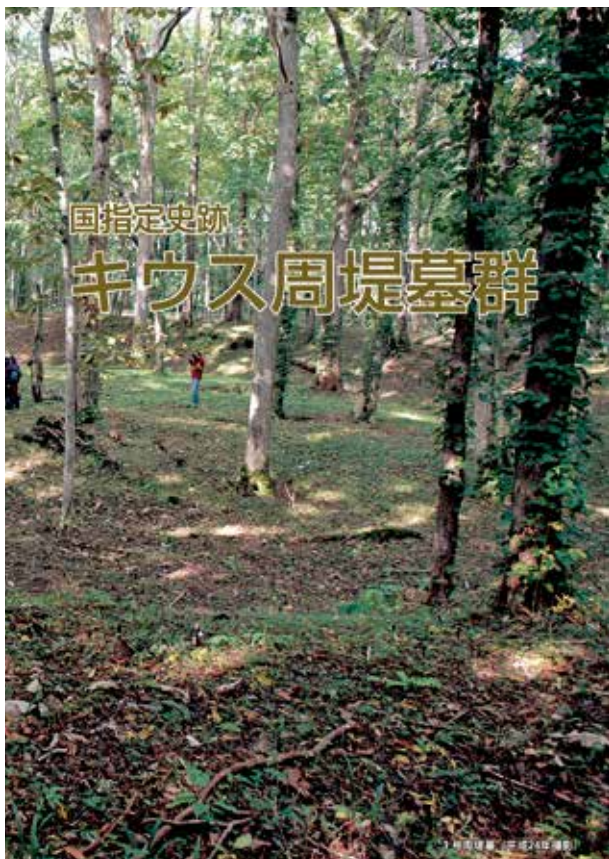


写真80 史跡解説パンフレット (2017年版)



写真81 縄文史跡講演会 (1) (2017年)



写真82 縄文史跡講演会 (2) (2017年)



写真83 史跡見学会 (1) (2012年)



写真84 史跡見学会 (2) (2017年)

- ・史跡の情報発信、PRは、埋蔵文化財センターの展示のほか、千歳市ホームページやパンフレット等で行っている。パンフレットは多言語（日本語、英語、韓国語、中国語（繁体字・簡体字））版を用意して、史跡地や千歳市埋蔵文化財センターほか市内公共施設に配置している。

(2) 課題

- ・史跡の活用区域について、指定地に民有地及び公道が存在するため限定的にならざるを得ない状態にあることが課題である。将来的には、公道西側の周堤墓群・通路状遺構がある区域及び私有地にある6号・14号周堤墓の区域を含めた全体的な活用が望ましい。現在は、公開区域が来訪者に分かるような手立てを講ずる必要がある。
- ・史跡の公開について、積雪・雪解けのタイミングに影響される期間の周知は来訪者に的確に情報が伝わる

ような方法を検討する必要がある。史跡の見学が不可能な冬期の来訪者への対応が課題であり、冬期も開館する埋蔵文化財センターにおける史跡の価値と魅力の伝え方を充実させる必要がある。同施設での活動を更に活発化させ、施設利用の促進を図ることが課題である。

- ・来訪者の安全な見学を実現するため、先の入込予測調査の結果に基づき、その増加（急増）の予測対応に当たっては、交通規制、交通事故防止、出入口誘導などの交通計画を作ることが喫緊の課題である。
- ・史跡地では、史跡の価値や魅力を市民や来訪者が理解し納得できる取組を検討する必要がある。その際、どのような見せ方をするのかの検討を前提に、視点場や見学順路の検討が重要である。見えないものを理解してもらう取組としては、現地ガイドによる史跡解説・情報の提供を検討する必要がある。
- ・史跡現地ガイドに関しては、また市民や来訪者にとって身近で親しみのある史跡とするための取組として実施されるよう、地域住民や市民団体がガイドとして来訪者を受け入れて史跡等の説明をすることが望ましく、ガイドの育成とその仕組みづくりが必要である。
- ・学校教育において、史跡継承の次代の担い手である子どもたちの学習に史跡の活用を促すためには、現地表面に顕在する本史跡の価値の理解が歴史・文化の学習に非常に役立つことを積極的に学校側に周知することが必要である。授業に活用しやすい資料や学びの場の提供など学習支援を検討する必要がある、教育委員会としての位置づけ、各学校・教員との連携が課題である。
- ・市民と行政の協働をきっかけとして、史跡を核とした人や社会のネットワークの形成に資する取組に進むことができるかが課題である。史跡を地域の身近な文化的資産「市民遺産」としてとらえ、地域住民や市民団体と行政が一緒になって取組を継続する必要がある。
- ・まちづくりや観光面への史跡の活用については、庁内連絡会議において検討を始めたところであるが、その活用方法等を引き続き検討していく必要がある。
- ・ホームページやパンフレット等で発信される史跡の情報について、内容を充実させる必要があり、発掘調査等各種調査や研究を進めて成果の蓄積を図ることが課題である。

3 整備の現状と課題

本史跡の整備は、史跡の本質的価値を守りながら、誰に対しても史跡の価値を分かりやすく伝え、その魅力が感じられるようにすることを目的とする。現状は未整備であり、暫定的な設備をもって公開している。

(1) 現状

ア 保存のための整備

- ・史跡が保存整備前であることから現状では園路が未設置であり、来訪者に史跡内を自由に見てもらうが、史跡は林の中にあるため歩く場所や見る場所が決まっており、また遺構保存のために1号・2号周堤墓周堤に敷設したウッドチップが園路の代替となっていて、見学範囲が集中することから、不特定多数の見学者の来跡によって遺構が損壊されるおそれがある。

イ 活用のための整備

- ・現在、史跡キウス周堤墓群の「ガイダンス施設」は、史跡から約6km西方に離れた千歳市埋蔵文化財センターとなっている。このため、史跡地で得られる史跡情報が少ない状況にある。
- ・暫定的に見学に供する施設を設置している。見学者車両の国道での駐停車を避けるため、平成20年（2008）に大型バス3台収容の見学者用駐車場を指定地の南に整備して安全に配慮した。平成25年（2013）には樹林地内に通路を設置し、見学者が駐車場から大型車両の通行が激しい国道歩道を歩くことなく直接史跡に向かうことができるようにした。平成26年（2014）から仮設トイレを駐車場内に設置している。
- ・来訪者の史跡の理解を助けるため、平成26年から林地通路や遺構脇に6基の遺構説明板を仮設（可搬）し

て史跡情報の公開に供している。また、世界文化遺産登録を目指す資産「Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan（北海道・北東北の縄文遺跡群）」の構成資産としての説明板を令和2年（2020）に樹林地通路口（指定地外）に設置した。見学のポイントは遺構説明板で案内しているが、視点場や園路は未設置である。

- ・現在の駐車場について、令和元年（2019）度の史跡将来入込予測調査の数値（同時駐車台数）に基づき、令和2年（2020）に拡張整備を予定する（世界遺産登録時のピーク時：乗用車台数30台 バス台数2台、安定期（世界遺産登録年の5年後）：乗用車台数16台 バス台数1台）。

（2）課題

ア 保存のための整備

- ・人工的な整備を検討するに当たり、来訪者によって遺跡の損壊が起こらないようにするための誘導対応が課題である。駐車場も含め史跡内の園路について、現在ウッドチップがこれの代替となっているが、この形でよいか検討する必要がある、他に傾斜地対応や空中歩道設置なども検討課題となる。これまでのように自由に見てもらうのではなく、多数の来訪者を誘導するための人工的な場づくりが早期の課題であり、遺構の劣化箇所への予測対応も必要である。

イ 活用のための整備

- ・現存して眼前に顕在化している周堤墓群に対する理解を深めてもらうため、史跡指定地の近くに史跡の価値の理解に資する解説や出土品展示を有するガイダンス施設が必要である。
- ・史跡全体の様子を分かりやすく示すため、発掘調査等の成果に基づく復元模型や遺構表示などの整備を検討する。
- ・史跡に対する理解に必要な情報を提供する説明標識の整備は、遺跡に関する解説等の情報を充実し、理解を深められる表示とすることが必要である。その際、どのような見せ方をするのかの十分な検討が必要である。
- ・縄文時代の墓地群を彷彿とさせる史跡景観の整備を検討する。その際、立木をどのように取り扱うかの検討が重要である。また、段丘や低地（低湿地）あるいは段丘を開析する小河川の存在など、史跡の立地を体感するコースの設定を検討する。
- ・すべての人々にとってのアクセシビリティに配慮し、様々なニーズに対応し得る園路・広場・案内板・道標等の公開活用施設の整備を検討する。また、史跡内に国道があることによる来訪者の交通事故防止に対応した駐車場から史跡（見学場所）への誘導を早期に検討する。
- ・周堤墓が集中して所在する史跡の公有地が公道により分断されているため、将来的には連続的に整備して活用することが望まれる。また、当面の対策として可能な措置を検討し、実行していくことが必要である。
- ・世界遺産登録が実現した場合には来訪者が大勢訪れることも予測されることから、状況に応じ、迅速に対処していく整備事項を早急に検討する。

4 運営・体制の現状と課題

（1）現状

- ・千歳市は、平成21年（2009）に史跡キウス周堤墓群の管理団体に指定されて、現在、教育委員会教育部埋蔵文化財センター（人員6人）及び教育部主幹（国指定史跡担当）（人員1人）を担当として、本史跡の保存活用、整備に係る取組を実施している。文化財担当課（組織）の千歳市教育委員会行政組織規則に基づく事務分掌は次のとおりである。

- ・埋蔵文化財センター
 - (1) 文化財の保護、調査、研究、保存及び活用に関すること。
 - (2) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
 - (3) 文化財保護審議会に関すること。
 - (4) 世界文化遺産登録に係る関係機関との調整に関すること。
 - (5) 埋蔵文化財センターの管理に関すること。
- ・主幹（国指定史跡担当）
 - (1) 国指定史跡の保護、調査、研究、保存及び活用に係る専門的事項及び技術的事項に関すること。
 - (2) 埋蔵文化財の発掘調査についての専門的及び技術的な指導・助言に関すること。
- ・庁内に「キウス周堤墓群保存活用連絡会議（通称：庁内連絡会議）」が令和元年（2019）11月から設置されている。庁内連絡会議は、史跡及び周辺地域の保全に必要な情報の交換・調整や史跡をまちづくりにどのようにいかしていくかについての検討等を目的とし、埋蔵文化財センターが事務局となって運営している。構成員は、上記の文化財担当課、並びに企画部まちづくり推進課、産業振興部農村整備課・農業振興課、建設部事業庶務課・道路管理課、農業委員会管理課である。現在、主に史跡及び周辺地域の保全のために必要な取組に係る連絡調整を行うため、開発行為等の許認可事務担当課が構成の主体となっている。
- ・千歳市文化財保護審議会は教育委員会の附属機関として設置されており、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存活用に関する重要事項を調査審議する。現在の任期では、学識経験者9人をもって構成されている。毎年3回程度の会議を持ち、平成28年（2016）策定の「国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画」及び本計画などの調査審議を行っている。
- ・地域住民との保存活用の取組に係る意思疎通・情報共有は、本史跡の草刈りや見回り、清掃等の維持管理作業を通じて行っている。また、保存活用に係る重要事項については、地域住民説明会を随時開催して情報の共有を図っている。
- ・市民団体のキウス周堤墓群を守り活かす会、千歳文化財保護協会とは、体験学習会等普及活動の協働や団体月例会への参加等を通じて意思疎通・情報共有を行っている。両団体からは令和2年（2020）1月、『キウス周堤墓群の活用に関する提案書』（連名）の提出を受けている。
- ・民有地の土地所有者（居住者）とは、キウス6号周堤墓の維持管理作業や、史跡内での森林施業行為に係る随時の相談を通じて、保存活用の取組についての意思疎通を図っている。また、保存活用に係る重要事項については、訪問面談して情報を共有している。
- ・史跡地の国道区域に係り、平成31年（2019）2月、道路管理者と千歳市は管理協定を締結して、重複する道路と史跡の維持管理区分やその手続きを明確にしている。道路の維持管理作業については協定に基づき情報の共有を図る。史跡の保存活用事業の進め方等に係る情報共有については、市からの情報提供が不十分な状況にある。

(2) 課題

- ・史跡キウス周堤墓群の保存活用事業に係る情報を、庁内連絡会議を核として全庁で共有し、各部署が連携して史跡キウス周堤墓群の保全に取り組むことを推進する必要がある。
- ・庁内において活用面の情報共有及び検討を強化するため、学校教育・生涯学習や観光の担当課を庁内連絡会議の構成メンバーとしていく必要がある。その際、テーマによっては部会形式の運営も考慮する。
- ・関係者との情報共有は、現状以上に緊密に連携をとりながら、定期的に行う必要がある。
- ・民有地の所有者、道路（国道）管理者に対しては、保全に継続的な協力を得るため、積極的に情報を提供していく必要がある。